

小山工業高等専門学校で労働する教職員の休日及び労働時間の割振り等に関する規程

制 定 平成16年4月1日

最終改正 平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校で労働する教職員(以下「教職員」という。)の休日、労働時間、休憩時間については、労働基準法、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則(以下「労働時間規則」という。)、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する細則(以下「労働時間細則」という。)の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(休日及び労働時間等)

第2条 教職員の休日は、労働時間規則第10条に定める日とし、労働時間、休憩時間(以下「労働時間の割振り等」という。)は、別表1に定めるところによる。ただし、別表2及び別表3の教職員の区分欄に掲げる教職員については、同表に定める労働時間の割振り等とする。

2 1年単位の変形労働時間制に該当する教員は、別表4の定めるところによる。

(教員の特例)

第3条 教授、准教授、講師(常勤の者に限る。)、助教及び助手のうち教育、研究及び指導等のため前条によることが困難な者については、法令等に定める範囲内において、校長が個別に休日及び労働時間の割振り等を行うことができるものとする。

(休日の振替え等)

第4条 労働時間細則第4条に規定する休日の振替は、校長がこれを行うものとする。ただし、休日の振替を行う際には、当該教職員へ通知するものとする。

2 前項の規定により変更を行う際には、休日の振替を行った後においても毎4週間につき休日が4日以上となるようにしなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表 1

労働時間		休憩時間
(1)	午前 8 時30分 ~ 午後 5 時	午後 0 時15分 ~ 午後 1 時00分
(2)	午前 9 時30分 ~ 午後 6 時	午後 0 時15分 ~ 午後 1 時00分

(2) を適用する職員については、別途勤務割振表による。

別表 2

教職員の区分	労働時間	休憩時間
教員及び授業等 に関連する業務 に従事する職員	午前 8 時30分 ~ 午後 5 時	午後 0 時20分 ~ 午後 1 時5分

別表 3

教職員の区分	労働時間		休憩時間
看護師及び一斉休 憩適用除外職員	(1)	午前 8 時30分 ~ 午後 5 時	午前11時30分 ~ 午後 0 時15分
	(2)	午前 9 時30分 ~ 午後 6 時	午前11時30分 ~ 午後 0 時15分

看護師については、授業のある期間中のみとする。

(2) を適用する職員については、別途勤務割振表による。

別表 4

所定労働時間	労働時間	休憩時間
9 時間 4 5 分	午前 8 時30分 ~ 午後 7 時15分	午後 0 時20分 ~ 午後 1 時 5 分 午後 5 時 ~ 午後 5 時15分
8 時間 4 5 分	午前 8 時30分 ~ 午後 6 時15分	午後 0 時20分 ~ 午後 1 時 5 分 午後 5 時 ~ 午後 5 時15分
7 時間 4 5 分	午前 8 時30分 ~ 午後 5 時	午後 0 時20分 ~ 午後 1 時 5 分
6 時間	午後 1 時 ~ 午後 7 時	
4 時間	午前 8 時30分 ~ 午後 0 時30分	
4 時間	午後 1 時 ~ 午後 5 時	